

2 財建技第 56 号
令和 2 年 5 月 25 日

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた
工事及び設計業務等の対応について

各局等におかれましては「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間が延長等された場合の工事及び設計業務等の対応について」（令和 2 年 4 月 28 日付 2 財建技第 37 号）を通知し適切な対応をお願いしているところです。

国は、令和 2 年 5 月 25 日に首都圏 1 都 3 県などにおける新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を解除いたしました。また、令和 2 年 5 月 22 日に開催された第 25 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）が示され、この中で、感染症との闘いを乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症対策を講じながら、経済社会活動を維持していかなければならないことが提示されました。

このことから、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言解除後の対応

一時中止措置を実施している工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）について、今後の対応について受注者と協議を行う。

受注者から、継続して一時中止等の希望の申出がある場合や、新たに一時中止等の希望の申出が

ある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和2年4月8日付2財建技第15号。以下「4月8日通知」という。）の1と同様の対応を行うこと。なお、一時中止の期間は適切に設定する。

2 工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底

緊急事態宣言の前後を問わず、4月8日通知の2に基づき、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。また、受発注者双方において「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和2年4月22日版）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえつつ各工事等の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めるようお願いする。

3 ガイドラインの記載内容について

ガイドラインの「4. 受注者の希望による工事の一時中止等」については本通知の1によることとする。

担 当

（工事及び設計等業務に関すること）

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当（内 27-641）

土木技術担当（内 27-646）

（工事及び設計等業務の契約に関すること）

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当（内 26-111）